書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第４６４号
宮崎市清武町加納２丁目38番地　エクセル加納Ⅰ―106号
破産者　野田丈一郎
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月20日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5036番地14
破産者　出本由紀奈
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月20日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第９４６号
大阪府大東市氷野１丁目16番47号―317号室、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―2015号
破産者　井上　光雄
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３４２号
大阪市住之江区南港中３丁目９番27―802号
破産者　佐竹　秀隆
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８６号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番４―205号
破産者　中田　雄志
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３２６号
大阪府枚方市池之宮２丁目15番34号
破産者　土橋　尚巳
異議申述期間　令和８年12月15日まで
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３２７号
大阪府枚方市池之宮２丁目15番34号
破産者　土橋　知紗
異議申述期間　令和８年12月15日まで
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第６５６号
北九州市小倉北区井堀３丁目６番３２－４０４号
破産者　小曳　隆史（旧姓小上）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０６０号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号　ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＫＴ商事株式会社
代表清算人　小林幸雄
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２号
栃木県佐野市下彦間町324番地６
清算株式会社　株式会社下彦間管理
代表清算人　田村　　徹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（ヒ）第１０１号
（本店所在地）和歌山県紀の川市杉原１００番地の１
清算株式会社　株式会社Ｋ整理会社
代表清算人　柏木　孝
１　決定年月日　令和８年１０月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１００３号
神戸市垂水区清水通４番２２号
清算株式会社　ＹＷ管理株式会社
代表清算人　武藤竜太郎
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第１４号
栃木県宇都宮市泉町６番３０号
清算株式会社　株式会社サンシャイン
代表清算人　大﨑史雄
１　決定年月日　令和8年10月9日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第２号
秋田県湯沢市大町二丁目１番２５号
清算株式会社　株式会社富谷商店
代表清算人　冨谷　公治
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（ヒ）第１００３号
横浜市中区海岸通１丁目１番地
清算株式会社　株式会社ＫＲ企画
代表清算人　　中村　信仁
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１０１号
広島県三次市南畑敷町４８４番地
清算株式会社　三次フードセンター株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０２号
広島県三次市南畑敷町４８７番地の１
清算株式会社　三次土地建物株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０３号
広島県庄原市西本町２丁目１番４０号
清算株式会社　株式会社三次フードセンター庄原店
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０４号
広島県三次市十日市西１丁目４番２１号
清算株式会社　三次麦酒株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所三次支部

令和8年（ヒ）第3026号
大阪市東住吉区湯里一丁目１番６号
清算株式会社　株式会社Ｃｏｔｏｆ
１　決定年月日　令和8年10月14日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１００１号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社ｓａｔｅｒａ
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（ヒ）第１００２号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社サンライト
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所津山支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２号
奈良県高市郡明日香村大字岡1153番地
清算株式会社　株式会社平山電機興業
代表清算人　平山　茂樹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社平山電機興業（以下「清算会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可確定後１か月以内に、協定債権の7.6616％を支払う。ただし、１円未満の端数金額は切り捨てる。
２　前項の弁済は、清算人代理人弁護士事務所（大阪市中央区北浜三丁目２番12号北浜永和ビル２階こまつ総合法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行口座への振込送金を求めたときは、その指定口座宛に、清算会社の費用負担で振込送金する。